

向丘地区町内会・自治会長永年勤続功労者表彰基準

- 1 この基準は、地区内町内会・自治会等の会長として永年にわたり地域住民の福祉向上、住民自治の振興に尽力し、功績顕著な者を表彰するための必要事項を定める。
- 2 この基準で「町内会・自治会長」とは、地域住民の自治組織である町内会、自治会等の代表者をいう。
- 3 表彰の対象となる者は、通算して5年以上にわたり、町内会・自治会長の職にありその功績が顕著な者とする。
- 4 在職年数については、町内会等を禁止した政令第15号が失効した昭和27年4月を起点とし、表彰を行う年の3月31日現在で起算する。
- 5 表彰を行う年の3月31日現在で、町内会・自治会長の職を退任している者で、退任時に対象年数に達した者については、表彰の対象とする。
- 6 表彰は、表彰状を授与し記念品を贈呈する。
- 7 表彰の対象となる者が、表彰日前に死亡したときは、告別式等の日又はその前日に遺族に対し、表彰状及び記念品を贈る。
- 8 この基準に定めのないことについては、その都度これを定める。

附 則

この基準は平成元年4月1日から施行する。

この改正基準は平成10年5月12日から施行する。

この改正基準は平成12年4月1日から施行する。